

平成30年(行コ)第35号

石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄他

被控訴人 国

2019年(平成31年)3月7日

控訴審第6準備書面

福岡高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

第1 問題の所在

- 1 被控訴人は、答弁書p27～29において、「石木ダム建設によって直ちに水道料金が値上げになるわけではない」旨述べる。

控訴人らが問題としたことは「石木ダム建設によって、水道料金が、石木ダムを造らない場合と比較して当然に上がるため、佐世保市民は決して、佐世保市が言うように『水を自由に使えるようになると、我慢をやめてどんどん使うようになる』はずがない」ということである。

従って「直ちに」上がるかどうかの問題ではなくて、「石木ダム建設がない場合と比較して」上がるかどうか、控訴人らが指摘している問題点である。

- 2 もっとも、被控訴人が「直ちに」と表現しているのは、原判決の記載を援用したものであろう。

原判決は、前後の趣旨からすると、控訴人らが前項で述べたことを否定する意味で、「直ちに水道料金の値上がりを意味するものではない」と表現しているものと捉えられるので、ここでいう「直ちに」は、時間的な意味での「すぐに」では

なくて、因果関係的意味での「直接に」という意味と理解すべきであろう。そうすると、被控訴人も、「直接に」という意味で使用していると考えられ、したがって、その限度で、問題点の認識に、控訴人と被控訴人間で食い違いはないことになる。

- 3 控訴人らとしては、「石木ダムを建設することによって、建設しない場合と比較して、水道料金が(目に見える形で)値上げされる」ことを具体的に(数値を示して)主張、立証する予定である。

現在、その準備をしているところであるが、この問題について、具体的に明確にするためには、佐世保市の資料が不可欠である。

そこで、次項第2において、水道料金算定の大まかな仕組みを明らかにして、なぜ佐世保市の各データが必要であるかを明らかにした上で、第3において、被控訴人に対して、提出していただきたい資料を明らかにしたい。

第2 水道料金算定の大まかな仕組み

1 水道料金の決め方

(1) 独立採算制

まず、水道事業は独立採算を基本としており、水道料金収入による経営が基本である。

(2) 総括原価方式

その独立採算のための水道料金の算定方式は「総括原価方式」を採用する。

すなわち、人件費、動力費、薬品費、修繕費、受水費、減価償却費等の「営業費」と、支払利息、資産維持費等の「資本費」を合算したものを「総括原価」とし、これを給水量(m^3)で除して、 1 m^3 当たりの金額を算出し、それを「給水単価」とするのである。

(3) 給水単価と供給単価

給水単価は、前記の通り算出されるものであるが、実際に水道水を使用する

には、どうしても漏水等のロスがあるため、(有収水量は減少するから)「給水単価」よりもコストが嵩むのが通常である。この「有収水量 1 m³当たりの単価」のことを「供給単価」という。一般に言われる「水道料金単価」(上水道利用者が支払う 1 m³当たりの金額)は、この供給単価と考えれば、それほど外れてはいない(ただし後記(4)に注意)。

供給単価＝給水単価となることが望ましいが、上記の理由により供給単価>給水単価となるのが一般的である。

ちなみに、給水単価が高くなり、そのすべてを水道利用者に負わせることには問題があると水道事業を営む自治体などが判断した場合は、一般会計から水道会計に繰り入れて、供給単価<給水単価とすることもあるが、これは不健全水道会計になるため、好ましくない。

(4) 水道料金体系(用途別、もしくは管径別水道料金)

「水道料金は供給単価と考える」と前述したが、実際に水道ユーザーに課せられる水道料金は、用途別あるいは管径別に分類され、その中で、使用水量ごとに供給単価が決められる。

したがって、実際に用途別の各ユーザーが負担する水道料金は、給水単価に何らかの操作を加えて供給単価案が算定され、手続的には、当該水道事業主体の意思決定機関(本件に即していうならば、佐世保市議会)の承認を経て、決定される。

(5) 以上より、水道料金(≒供給単価)は、給水単価よりも低いことは考えにくいので、石木ダム建設により、給水単価がどう変化するかを検討すれば、水道料金が上がるかどうか判断できることになる。

つまり、石木ダム供用開始後の給水原価(給水単価)と現行の給水原価(給水単価)との差が全くないか、あるとしても、その差額を、石木ダム建設事業関連費用とは別の理由で合理的に説明できるのであれば、「石木ダムを建設することに

よって、建設しない場合と比較して、水道料金が(目に見える形で)値上げされる」とは言えないし、合理的に説明できないのであれば、まさしく「石木ダム建設により水道料金が『直ちに』値上げされる」と言わざるを得ないことになる。

2 石木ダム建設により、佐世保市の水道料金は値上げされると推測できること

(1) 前項で述べたとおり、給水単価は、総括原価方式で算出され、その内訳としては、人件費、動力費、薬品費、修繕費、受水費、減価償却費等の「営業費」と、支払利息、資産維持費等の「資本費」などがある。

(2) まず、石木ダム事業とそれによって開発された4万m³/日を活用するための新たな水道施設新設・敷設などが不可欠となることは明らかである。加えて、佐世保市によると、「本件慣行水利権は使えないし、使わない」はずである。従って、浄水場とその給水区域の再編事業に要する金額が、従前の総括原価に加わることになる。

すなわち、

① 石木ダム建設事業費佐世保市負担分(石木ダム完成までに課せられる負担額と、石木ダム完成後も課せられる負担額)、

② 石木ダム供用開始後に開発された水源を活用するうえで必要な水道施設建設・敷設事業費、

③ 新設施設維持管理費(修繕費)

④ 新設施設運転経費

などが、従前の総括原価に加算されることになる(おそらく、補助事業として採択された事業への補助金は、総括原価から控除されるではあろうが)。

(3) 以上から、一般的には、石木ダム建設により、給水単価が上昇することは明らかであり、給水単価が上昇すれば、当然供給単価も上昇し、水道料金値上げとなることも明らかである。

- (4) この点について、佐世保市は、平成 22 年 4 月 1 日に水道料金を値上げする(平成 26 年度まで)際に、広報誌(『水道だより』№.9)において、「平成 29 年度に供用開始が予定されている石木ダムの建設費用は、水道企業債で賄われるが、その企業債はすでに起債済みで返済も始めており、現行料金(平成 22 年 3 月 31 日までの料金-引用者注)に含まれており、したがって石木ダム建設費用は、今回の料金改定の要因ではない」旨説明している。
- (5) この説明が、仮に事実であるとしても、その場合でも、「現行料金に織り込み済みの石木ダム建設費用」は、「平成 29 年度に供用開始するはずの石木ダム建設費用」にすぎない。しかし周知のとおり、平成 31 年 3 月末時点で、供用開始どころか、本体工事にさえ取り掛かれていない。したがって、この工期延長に伴う費用の増加は、当然、今後の料金改定に跳ね返るはずである。
- (6) また、この広報誌の説明では、石木ダム建設費用(前記(2)①のしかも一部)しか考慮されておらず、それ以外のもののコストは考慮されていない。この点からも、今後の料金改定に跳ね返ることは明らかである。
- 3 以上のように、理論上、石木ダム建設により、水道料金が上がることは確実であるが、その額がどうなるかは、具体的数値が明らかにならない限り不明である。ちなみに、前記広報誌では「石木ダム建設の記載による負担額は、平均家庭の一月の水道料金 2,781 円の 2.2 パーセント程度の 62 円程度でしかない」ということも宣伝されている。

これは前記のように平成 22 年当時の広報であるが、現時点で、増加した建設費用及び前記(2)記載の各費用等を加味するならば、はるかに大きな額となっている可能性もある。

そこで、この点について、控訴人らとしては、できるだけ詳細かつ具体的な指摘をする予定であるが、本書面冒頭で述べたように、そのためには、第 3 で記載する各項目の具体的数値が不可欠であるので、その開示を求める。

4 なお、第3で開示を求める資料のほとんどは、佐世保市が管理するものであり、被控訴人が管理するものではないことは、控訴人らとしても十分承知している。しかし、被控訴人は、起業者である佐世保市及び長崎県とともに、本件事業を進めているものであり、(しかも上位に立つものとして)、それらの資料を佐世保市に提出を求め、本裁判で提出することは可能である。そして、それは事業認定者としての責務でもある。

よって、任意での提出をお願いしたい。なお、被控訴人が「自己が管理するものではない」ことを理由に拒絶する場合は、文書送付嘱託あるいは調査嘱託の手続を取ることを、控訴人らとしては検討したい。

第3 開示を求める資料

なお、いずれも、現時点での見込み額でよい。

- 1 石木ダム建設事業費佐世保市負担分(石木ダム完成までに課せられる負担額と、石木ダム完成後も課せられる負担額)関係
 - (1) 現時点で想定されている石木ダム建設事業完成までの佐世保市負担額
 - (2) そのうち、現行水道料金にすでに反映されているという起債合計額
 - (3) 石木ダム建設事業完成までの今後の起債予定額
 - (4) 石木ダムが完成し、供用開始してから必要となる経費の佐世保市負担額
- 2 石木ダム供用開始後に開発された水源を活用するうえで必要な水道施設建設・敷設事業費
 - (1) 開発水取水施設建設事業費
 - (2) 導水施設敷設事業費
 - (3) 浄化施設建設事業費
 - (4) 配給水管網敷設事業費
 - (5) その他、予定されている関連事業(水配監視・管理システム、漏水監視システムなど)費用

- 3 新施設維持管理費(修繕費)
 - (1) 定期的維持管理費
 - (2) 事故時等対応修繕費
- 4 新施設運転経費と想定給水量等
 - (1) 想定給水人口(給水区域佐世保市内と新施設単独の両方)
 - (2) 想定給水量(給水区域佐世保市内と新施設単独の両方)
 - (3) 想定有収水量(給水区域佐世保市内と新施設単独の両方)
 - (4) 採用する浄水方式(給水区域佐世保市内施設と新施設単独の両方)
 - (5) 薬品費(給水区域佐世保市内施設と新施設単独の両方)
 - (6) 動力費(給水区域佐世保市内施設と新施設単独の両方)
 - (7) 人件費(給水区域佐世保市内施設と新施設単独の両方)
 - (8) 業務委託費(給水区域佐世保市内施設と新施設単独の両方)
- 5 石木ダム供用開始後の開発水活用時点における、総括原価一式
- 6 現行の、給水単価(総括原価一式とその説明)、供給単価(その構成内訳を含めて)

以上